

東大和市と大和リース株式会社との包括的連携に関する協定書

東大和市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）は、公民連携を用いた地域課題の解決、公共施設を活用した住民サービスの向上、持続可能で魅力あるまちづくりの推進を目的とし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の有する資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携活動」という。）を推進し、公民連携を用いた地域課題の解決、公共施設を活用した住民サービスの向上、持続可能で魅力あるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（連携活動）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項に関する連携活動に取り組むものとする。

- （1）公民連携の推進に係る助言に関すること
- （2）公民連携に係る啓発、人材育成・交流に関すること
- （3）公民連携の手法を用いた公共施設の最適化及び市有財産の利活用等に係る助言に関すること
- （4）公民連携を用いた地域課題の解決、住民サービスの向上に関すること
- （5）公民連携を用いた持続可能なまちづくりや環境学習に関すること
- （6）その他公民連携手法の活用推進に関すること

2 甲及び乙は、連携活動を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携活動の詳細については、甲乙協議の上、決定する。

3 連携活動により甲が公民連携事業を計画する際には、乙のみが情報を保有した状態とならないよう必要に応じ、甲は適宜適切な時期に情報を開示するものとする。尚、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づく民間提案を乙が行う場合は、この限りではない。

4 本条第1項各号に基づく連携活動により甲が公民連携事業を事業化した場合は、別途甲が適切な手続きで事業者を定めるものとする。ただし、本協定により、当該事業への乙の参加に支障をきたすものではないことを確認する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定について相手方から秘密であると提示された情報（以下「秘密情報」という。）を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、秘密情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が書面により更新しないの旨の特段の申出を行わないときは、本協定は1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年7月23日

甲 東京都東大和市中心3丁目930番地
東大和市
東大和市長

乙 大阪府大阪市中心区北浜4丁目1番1号 淀屋橋ゲートタワー25階
大和リース株式会社
代表取締役社長